

# 令和 8 年第 3 回港区議会定例会 提出予定案件

港 区

## 令和8年第3回港区議会定例会提出予定案件一覧

### 区長報告4件

|          |                                  |   |
|----------|----------------------------------|---|
| 区長報告第11号 | 専決処分について（東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更）  | 4 |
| 区長報告第12号 | 専決処分について（港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更） | 5 |
| 区長報告第13号 | 専決処分について（和解）                     | 6 |
| 区長報告第14号 | 専決処分について（損害賠償額の決定）               | 7 |

### 議案41件

|         |                                                |    |
|---------|------------------------------------------------|----|
| 議案第 69号 | 港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例              | 8  |
| 議案第 70号 | 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例         | 9  |
| 議案第 71号 | 港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 議案第 72号 | 令和8年度港区一般会計補正予算（第2号）                           | 11 |
| 議案第 73号 | 令和8年度港区介護保険会計補正予算（第2号）                         | 11 |
| 議案第 74号 | 令和7年度港区一般会計歳入歳出決算                              | 11 |
| 議案第 75号 | 令和7年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算                        | 11 |
| 議案第 76号 | 令和7年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算                         | 11 |
| 議案第 77号 | 令和7年度港区介護保険会計歳入歳出決算                            | 11 |
| 議案第 78号 | 工事請負契約の承認について（浜松町一丁目地区電線共同溝整備工事）               | 12 |
| 議案第 79号 | 工事請負契約の承認について（港区芝園橋際公衆便所新築工事）                  | 13 |
| 議案第 80号 | 工事請負契約の承認について（南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等））         | 14 |
| 議案第 81号 | 工事請負契約の承認について（旧港区南麻布三丁目保育室解体工事）                | 15 |
| 議案第 82号 | 工事請負契約の承認について（港区みなとリサイクル清掃事務所防水等改修工事）          | 16 |
| 議案第 83号 | 工事請負契約の変更について（港区立御田小学校新築工事）                    | 17 |
| 議案第 84号 | 物品の購入について（港区立みなと芸術センター舞台照明機器等）                 | 18 |
| 議案第 85号 | 指定管理者の指定について（港区立狸穴公園等）                         | 19 |

|         |                                    |    |
|---------|------------------------------------|----|
| 議案第 86号 | 指定管理者の指定について（港区立円通寺坂公園等）           | 21 |
| 議案第 87号 | 指定管理者の指定について（港区立芝浦公園等）             | 23 |
| 議案第 88号 | 指定管理者の指定について（港区立大平台みなと荘）           | 25 |
| 議案第 89号 | 指定管理者の指定について（港区立産業振興センター）          | 26 |
| 議案第 90号 | 指定管理者の指定について（港区立三田いきいきプラザ等）        | 27 |
| 議案第 91号 | 指定管理者の指定について（港区立南麻布いきいきプラザ等）       | 28 |
| 議案第 92号 | 指定管理者の指定について（港区立赤坂いきいきプラザ等）        | 29 |
| 議案第 93号 | 指定管理者の指定について（港区立豊岡いきいきプラザ等）        | 30 |
| 議案第 94号 | 指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホーム白金の森等）    | 31 |
| 議案第 95号 | 指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホーム港南の郷等）    | 32 |
| 議案第 96号 | 指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等） | 33 |
| 議案第 97号 | 指定管理者の指定について（港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター等） | 34 |
| 議案第 98号 | 指定管理者の指定について（港区立台場高齢者在宅サービスセンター）   | 35 |
| 議案第 99号 | 指定管理者の指定について（港区立北青山高齢者在宅サービスセンター等） | 36 |
| 議案第100号 | 指定管理者の指定について（港区立神明保育園）             | 37 |
| 議案第101号 | 指定管理者の指定について（港区立東麻布保育園）            | 38 |
| 議案第102号 | 指定管理者の指定について（港区立赤坂子ども中高生プラザ等）      | 39 |
| 議案第103号 | 指定管理者の指定について（港区立高輪子ども中高生プラザ）       | 40 |
| 議案第104号 | 指定管理者の指定について（港区立神明子ども中高生プラザ）       | 41 |
| 議案第105号 | 指定管理者の指定について（港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ） | 42 |
| 議案第106号 | 指定管理者の指定について（港区立芝浦アイランドこども園）       | 43 |
| 議案第107号 | 指定管理者の指定について（港区立障害保健福祉センター分館）      | 44 |
| 議案第108号 | 指定管理者の指定について（港区立公衆浴場ふれあいの湯）        | 45 |
| 議案第109号 | 指定管理者の指定について（港区立区民斎場やすらぎ会館）        | 46 |

#### 追加議案1件

|                  |    |
|------------------|----|
| 港区監査委員の選任の同意について | 47 |
|------------------|----|

(参考)

| 区長報告 4 件 |     |                                               |
|----------|-----|-----------------------------------------------|
| 専決処      | 4 件 | 内訳<br>工事請負契約の変更 2 件<br>和解 1 件<br>損害賠償額の決定 1 件 |

| 議 案 4 1 件 |       |                                                                     |
|-----------|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 条 例       | 3 件   | 内訳<br>一部改正 3 件                                                      |
| 予 算       | 2 件   | 内訳<br>令和 8 年度補正予算 2 件                                               |
| 決 算       | 4 件   | 内訳<br>令和 7 年度歳入歳出決算 4 件                                             |
| その他       | 3 2 件 | 内訳<br>工事請負契約の承認 5 件<br>工事請負契約の変更 1 件<br>物品の購入 1 件<br>指定管理者の指定 2 5 件 |

| 追加議案 1 件 |     |                      |
|----------|-----|----------------------|
| 人 事 案 件  | 1 件 | 内訳<br>監査委員の選任の同意 1 件 |



## 令和8年第3回港区議会定例会提出予定案件（概要）

### 区長報告第11号

【総務部契約管財課】

### 専決処分について（東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更）

本件は、東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

#### 【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年7月3日

#### 【変更内容】

○契約金額 33億941万4,860円  
→ 33億7,372万1,680円  
(6,430万6,820円増額します。)

#### 【変更理由】

- ①工事請負契約書約款のインフレスライド条項を適用したため
- ②公共施設棟の新築工事において内装材として使用する協定木材※の調達先が決まり、木材の材料費、運搬費等の額が確定したため
- ③コンクリート構造物等の地中障害物が確認されたことに伴い、新たに撤去工事を行ったため

※協定木材とは、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出された木材をいいます。

#### 【契約の相手方】

港区芝五丁目6番1号  
奥村・三木・八千代・三晃・大建  
異業種建設共同企業体

- 当初契約を議決した議会  
令和6年第2回定例会
- 契約変更を報告した議会  
令和7年第2回定例会  
令和7年第4回定例会

#### 【工事場所】



専決処分について（港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更）

本件は、港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年8月3日

【変更内容】

- 契約金額 1億9,572万3,000円  
→ 2億471万1,100円  
(898万8,100円増額します。)
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年9月25日まで  
→ 契約締結の日の翌日から令和8年12月25日まで

【変更理由】

①契約金額の増額

- ・がれき等の地中障害物が確認されたことに伴い、新たに撤去工事を行ったため
- ・安全性の向上のため、ガラスの飛散防止フィルムの貼付並びに自動ドアの防護柵及びトイレ手洗い場の照明の設置工事を追加したため

②契約金額の減額

- ・地中にある既存の電気ケーブル等を再利用することとしたため
- ・男子トイレ及び女子トイレの大便器を壁掛式から床置き式に変更したため
- ・協定木材の使用箇所を不燃対応が不要な箇所に変更したことから、不燃処理をした木材の使用を取りやめたため

③工期延長

- ・石油由来の塗料、断熱材等について予定どおり調達することが困難になったことから、調達に必要な期間を確保したため

【契約の相手方】

港区新橋五丁目33番8号  
株式会社長沼組東京支店

○当初契約を議決した議会  
令和7年第4回定例会

【工事場所】



区長報告第13号  
専決処分について（和解）

【総務部総務課】

本件は、清掃車の交通事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

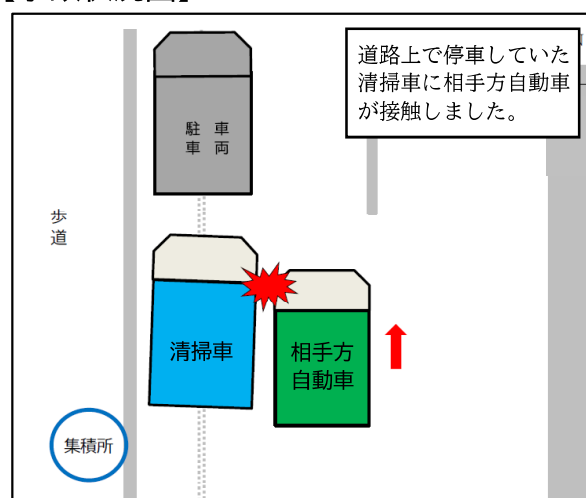
【専決処分をした日（和解した日）】

令和8年8月4日

【概要】

令和8年3月7日、港区三田二丁目7番先の国道1号道路上において、相手方（株式会社）が所有する普通乗用自動車が行き止まりで停車していたところ、道路左側に停車していた区の清掃車に接触した交通事故により、清掃車が損傷を受けた損害について、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。

【事故状況図】



【損害の状況及び損害額】

清掃車の右サイドミラーが損傷しました。これに伴う損害額は次のとおりです。

区：1万2,623円

【責任の割合】

区：0%      相手方：100%

【和解事項】

○相手方は、区に対し、1万2,623円の支払義務があることを認める。

○区は、その余の請求を放棄する。

○区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、区道上のくぼみで沈んだ車体が道路の舗装と接触したことによる車両損傷事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年8月24日

【概要】

令和8年7月4日、港区南麻布五丁目6番先の特別区道第1,040号線道路上において、相手方（合同会社）が所有する普通乗用自動車が行っていたところ、周囲の路面より約10cmくぼんでいる雨水ますの上を通過した際、相手方自動車の車体が沈み、前部左側のバンパーが道路の舗装と接触し、損傷した車両損傷事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の前部左側バンパーが損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：66万円

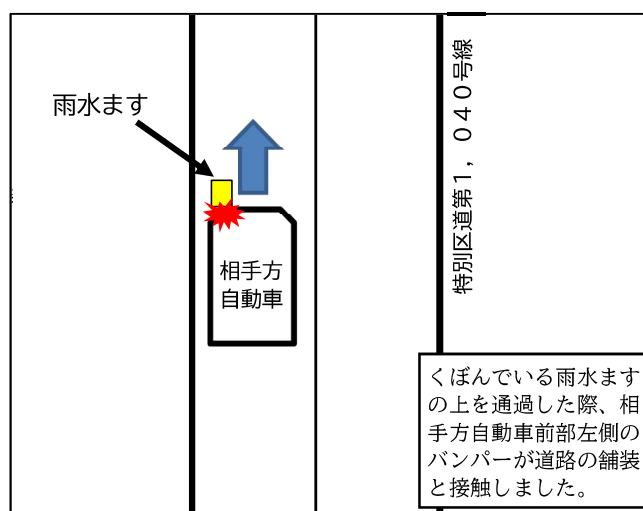
【責任の割合】

区：100%      相手方：0%

【損害賠償額】

66万円

【事故状況図】



港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、サウナ施設における安全対策のための設備基準等を定めるものです。

【条例改正の背景】

令和 7 年 12 月 15 日に赤坂地区のサウナ施設で発生した死亡事故を受け、サウナ施設の利用者の更なる安全を確保するため、旅館等及び公衆浴場に設置されるサウナ施設について、必要な設備基準等を定めます。

【条例改正の内容】

(1) サウナ施設の設備基準として、以下の基準を定めます。

- ア サウナ施設の適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
  - イ サウナ施設内の状況が容易に確認できる窓その他の装置を設けること。
  - ウ サウナ施設内の入浴者が使用しやすい場所に非常用ブザーを設置すること。
  - エ 非常用ブザーについて、定期的に点検を行うとともに、サウナ施設の使用中に作動確認を行うこと。
  - オ サウナ施設の扉は、内部から容易に開放できる構造とし、ラッチその他の入浴者がサウナ施設内に閉じ込められるおそれのある設備又は装置を設けないこと。
- (2) 事故の発生時その他の緊急時に迅速に対応できる体制を整備することを義務付けます。

【施行期日】

公布の日

※既存施設のうち (1) ウからオまでの基準を満たさないものは、ウ及びエは令和 9 年 9 月 30 日まで、オは同年 3 月 31 日まで適用を猶予します。

## 議案第70号

## 【子ども家庭支援部子ども政策課及び 保健福祉支援部障害者福祉課】

### 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設の設置者等が講ずる児童対象性暴力等の防止に係る措置を義務付ける基準を定めるものです。

#### 【法令改正の背景】

教育・保育などの子どもに接する場での、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称「こども性暴力防止法」）が制定されました。

これに伴い、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童福祉施設の設置者等に対して、児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付ける基準を追加する省令等の改正が行われました。

#### 【条例改正の内容】

児童福祉施設の設置者等に措置の実施を義務付ける基準として、児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを定めます。

#### 【施行期日】

令和8年12月25日

#### 【改正する条例一覧】

|   |                                           |
|---|-------------------------------------------|
| 1 | 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例               |
| 2 | 港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 3 | 港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例        |
| 4 | 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例             |
| 5 | 港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例            |
| 6 | 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例    |
| 7 | 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例        |

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

本案は、個人番号カードの提示による医療費の助成を可能とするものです。

【条例改正の背景】

国は、医療DX推進のため、個人番号カードを活用した情報連携を実現するためのシステムとして「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」（以下「PMH」という。）を構築し、全国の自治体及び医療機関等にPMHへの接続を促しています。

PMHを活用することにより、自治体が実施する医療費助成について、個人番号カードによる受給資格の確認が可能となります。これにより、PMHに対応している医療機関等では、紙の医療証を持参しない場合であっても、個人番号カードを提示することで、医療費助成の受給資格の確認を受けることができるようになります。

このため、個人番号カードを医療費助成の医療証として提示した場合においても、医療費の助成を行うことを可能とするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

医療費助成の受給資格を確認できる個人番号カードを提示して医療に関する給付を受けた場合においても、医療費の助成を行うこととします。

【施行期日】

令和9年4月1日

**議案第72号・第73号  
令和8年度補正予算**

**【企画経営部財政課】**

議案第72号

令和8年度港区一般会計補正予算（第2号）

議案第73号

令和8年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

**議案第74号～第77号  
令和7年度歳入歳出決算**

**【会計室】**

議案第74号

令和7年度港区一般会計歳入歳出決算

議案第75号

令和7年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

議案第76号

令和7年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算

議案第77号

令和7年度港区介護保険会計歳入歳出決算



## 工事請負契約の承認について（浜松町一丁目地区電線共同溝整備工事）

本案は、浜松町一丁目地区電線共同溝整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

## 【工事内容】

- 工事の規模 工事区間長 443.36m  
管路部<sup>※1</sup> 9,442.30m  
特殊部<sup>※2</sup> 17か所
- 工事場所 港区浜松町一丁目2番先から港区浜松町一丁目29番先まで（特別区道第159号線、第161号線及び第167号線）
- 概要 電線類地中化の一環として、電線共同溝整備工事<sup>※3</sup>を実施します。

※1 管路部とは、電力や通信用のケーブルを収容するための管をいいます。

※2 特殊部とは、地中のケーブルの維持管理等に使用する箱状の設備をいいます。

※3 電線共同溝整備工事とは、管路部及び特殊部を道路下に埋設する工事をいいます。

## 【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億9,480万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和10年3月17日まで
- 契約の相手方 港区芝一丁目15番5号  
リック株式会社

## 【現況写真】



## 【工事場所】



工事請負契約の承認について（港区芝園橋際公衆便所新築工事）

本案は、港区芝園橋際公衆便所新築工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 鉄筋コンクリート造一部木造  
地上1階建て  
延べ34.22㎡
- 工事場所 港区芝三丁目4番9号
- 概要 芝園橋際公衆便所を「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針に基づいた誰もが安心して気持ちよく利用できるトイレに再整備します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億9,469万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和9年9月30日まで
- 契約の相手方 港区西新橋一丁目4番14号  
扶桑建設株式会社新橋支店

【現況写真】



【完成予定図】



## 議案第80号

【総務部契約管財課】

### 工事請負契約の承認について（南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等））

本案は、南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等）について、工事請負契約の承認を求めるものです。

#### 【工事内容】

- 工事の規模    工事区間長      325.94m  
                         歩道舗装面積      1,915㎡  
                         車道舗装面積      2,839㎡
- 工事場所      港区南麻布三丁目1番先から港区南麻布五丁目7番先まで（特別区道第1,040号線）
- 概      要      都市計画事業の一環として、歩道幅員の改良等を行う道路整備工事を実施します。

#### 【契約の概要】

- 契約方法      制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額      2億4,090万円
- 工      期      契約締結の日の翌日から令和9年12月15日まで
- 契約の相手方    港区西新橋三丁目11番1号  
                         建装工業株式会社土木リニューアル事業部

#### 【現況写真】



#### 【工事場所】





工事請負契約の承認について（旧港区南麻布三丁目保育室解体工事）

本案は、旧港区南麻布三丁目保育室解体工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模
  - ①建物解体工事
    - 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下2階地上3階建て
    - 延べ1,536.40㎡
  - ②アスベスト除去工事
- 工事場所 港区南麻布三丁目5番15号
- 概要 障害者グループホーム等の整備に先立ち、旧港区南麻布三丁目保育室の建物の解体工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 随意契約
- 契約金額 4億2,680万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和9年7月30日まで
- 契約の相手方 港区浜松町二丁目6番5号  
合田・三和・セコムエンジ・相和技研異業種建設共同企業体

【現況写真】

